

第 II 章

調査結果の分析

第Ⅱ章 調査結果の分析

1 人権と差別の犯罪性について

問1 まず、あなたの人権と差別の犯罪性についてお考えをおうかがいします。

21世紀は、「人権の世紀である」といわれている。本市は昭和62年（1987）に「人権尊重都市宣言」を行い、市民の人権意識の高揚と課題解決に向けて取り組んできた。今回の調査では、市民が人権の被害者にも加害者にもなりうる側面をもっている点について、認識を問うたものである。

(1) あなた自身の人権は

問1-1 あなたの人権は、保障されていると思いますか。（○は1つだけ）

図1. 自分の人権についての保障意識－性別

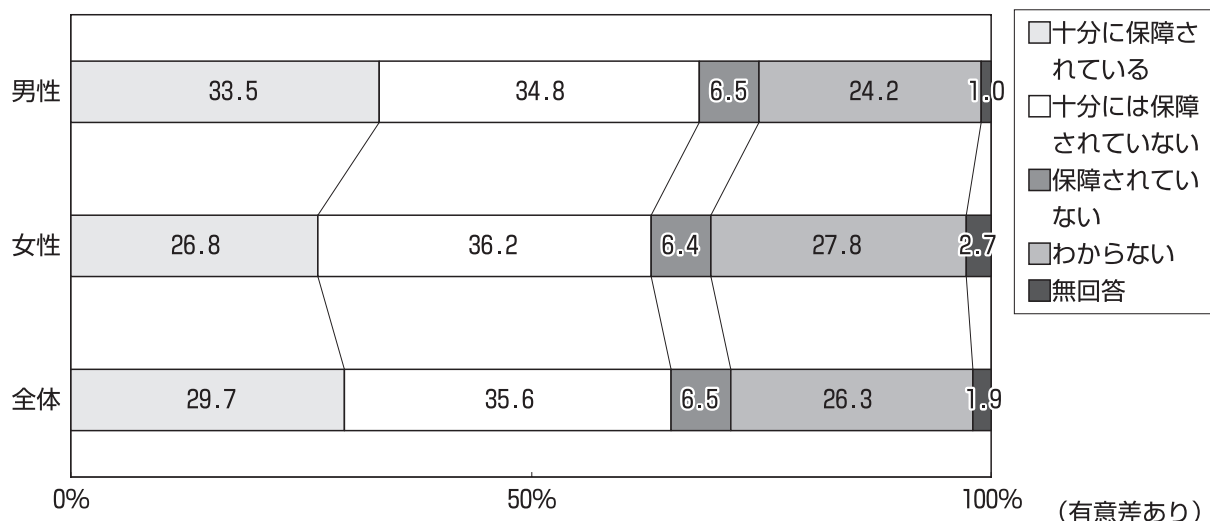


図1は、自分の人権についての保障意識を性別にみたものである。

自分の人権は「十分に保障されている」は29.7%となっている。「保障されていない」は6.5%となっているが、「十分には保障されていない」35.6%を合わせると、42.1%が「自分の人権は保障されていない」と認識している。

一般に人権問題に関わればかかわるほど、自分の人権の保障の有無について敏感になるものであり、人権問題と自分自身とのかかわりを考えるうえで重要である。その意味では、「わからない」26.3%は、問題があると思われる。

男性は、「十分には保障されていない」34.8%と、「保障されていない」6.5%を合わせて41.3%が「自分の人権は保障されていない」と認識している。女性は、「十分には保障されていない」36.2%と、「保障されていない」6.4%を合わせて42.6%が「自分の人権は保障されていない」と認識しており、女性が1.3ポイント多く「自分の人権は保障されていない」と認識している。

次に、「わからない」は男性24.2%、女性27.8%で女性が3.6ポイント多くなっている。

図 2. 自分の人権についての保障意識－職業別

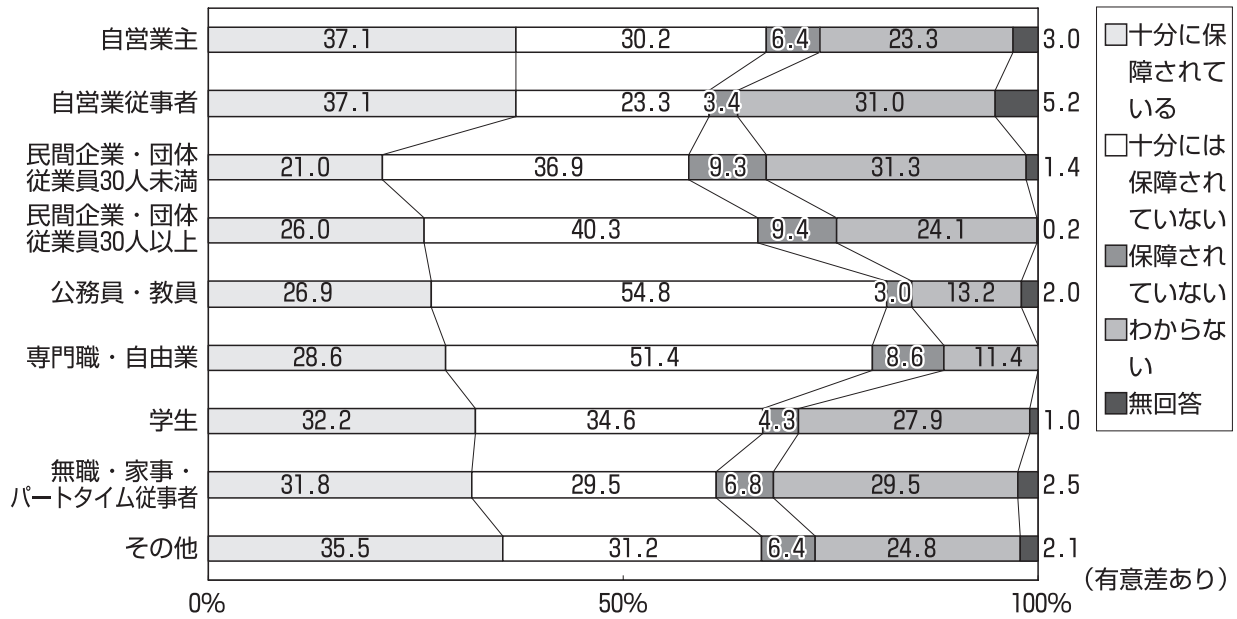


図 2 は、自分の人権についての保障意識を職業別にみたものである。

「自分の人権は保障されていない」が5割を超えているのは、「専門職・自由業」60.0% (51.4%+8.6%)、「公務員・教員」57.8% (54.8%+3.0%) の2職種であり、次いで「民間企業・団体 (従業員30人以上)」49.7% (40.3%+9.4%)、「民間企業・団体 (従業員30人未満)」46.2% (36.9%+9.3%) となっており、他は2割から3割台である。特に、「学生」の場合、「自分の人権は保障されていない」は、38.9% (34.6%+4.3%) となっている。

図 3. 自分の人権についての保障意識－年齢別

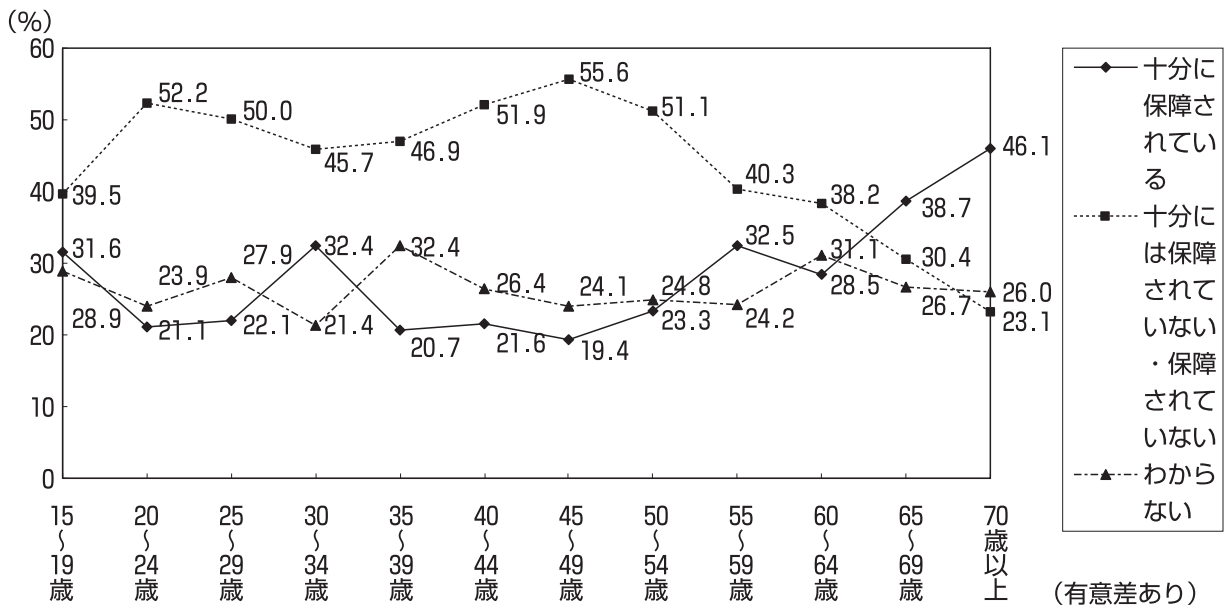


図3は、自分の人権についての保障意識を年齢別にみたものである。

「自分の人権は保障されていない」は、20歳代から54歳までに多く、「30～34歳」45.7%と「35～39歳」の46.9%を除き、他は全て5割を超えている。次に、「15～19歳」の年齢層で、「自分の人権は保障されていない」は39.5%となっている。

表1. 自分の人権についての保障意識－前回調査との比較

(%)

調査年度	自分の人権についての保障意識	十分に保障されている	十分には保障されていない	保障されていない	わからない	無回答	計
平成7年		39.9	33.0	4.7	20.6	1.8	100.0(1885)
平成17年		29.7	35.6	6.5	26.3	1.9	100.0(2402)

(有意差なし)

表1は、前回調査との比較をみたものである。

「十分に保障されている」は、前回調査39.9%、今回調査29.7%で10.2ポイント少なくなっている。「自分の人権は保障されていない」は、前回調査37.7% (33.0%+4.7%)、今回調査42.1% (35.6%+6.5%)で4.4ポイント多くなっている。

表2. 自分の人権についての保障意識－鳥取地域と合併地域との比較

(%)

鳥取地域と合併地域との比較	自分の人権についての保障意識	十分に保障されている	十分には保障されていない	保障されていない	わからない	無回答	計
鳥取地域		30.3	35.9	6.7	25.6	1.5	100.0 (1919)
合併地域		30.6	31.8	6.7	28.2	2.6	100.0 (726)

(有意差なし)

表2は、鳥取地域と合併地域との比較をみたものである。

今回の調査は市町村合併後、初めての調査であり、「鳥取地域 (※合併前の鳥取市)」と「合併地域 (※合併前の8町村)」の比較を行うことにしている。

鳥取地域と合併地域とは、ほとんど差がみられないと思われる。

図 4. 自己的人権についての保障意識—校区別

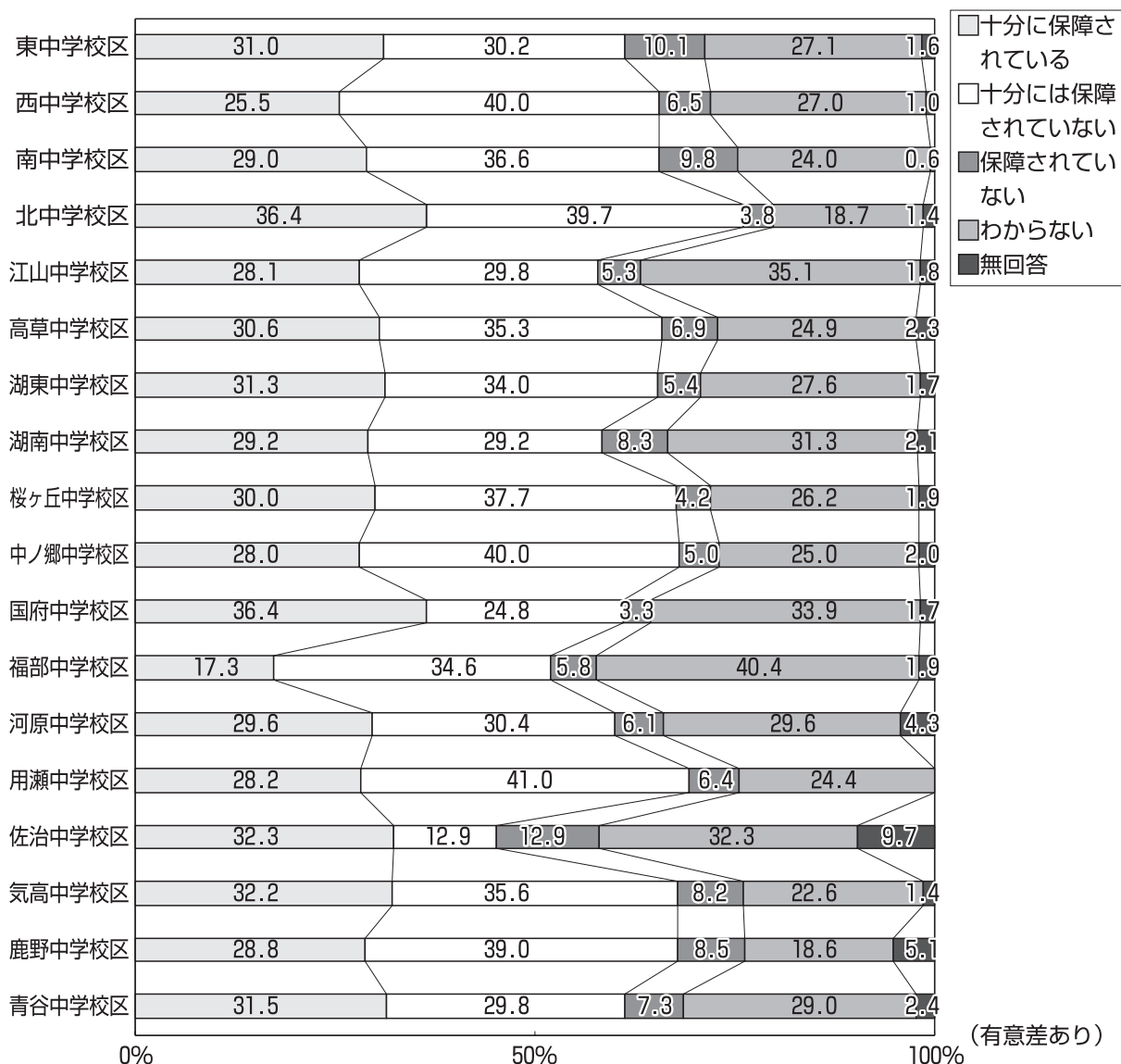


図 4 は、自己的人権についての保障意識を校区別にみたものである。中学校区別に比較してみると、差がみられる。

(2) 他人への人権侵害意識

問1-2 あなたは、他人の人権を侵害したり、人を差別していると思いますか。(○は1つだけ)

図5. 他人の人権への侵害意識の有無－性別

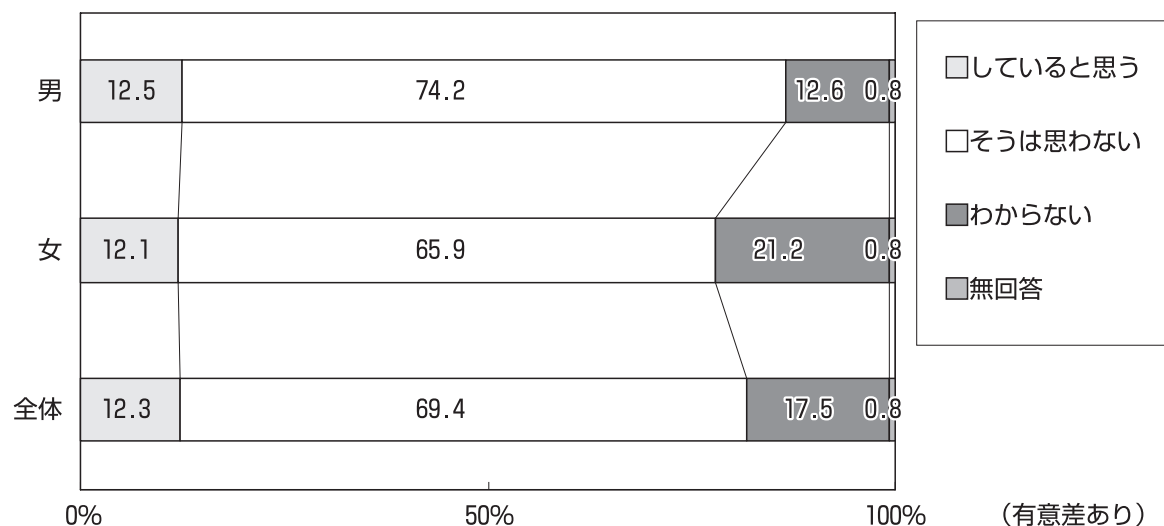


図5は、他人の人権への侵害意識の有無を性別にみたものである。

「他人の人権を侵害したり、差別していると思う」12.3%、「そうは思わない」69.4%となっている。「他人の人権への侵害」を認識しているのは男性、女性ともに12%台で差はないが、「他人の人権への侵害」を否定している割合は、男性74.2%、女性65.9%で8.3ポイント女性が少なくなっている。

女性に対する差別、障害者に対する差別、在日韓国・朝鮮人に対する差別、同和地区住民に対する差別、エイズウイルス感染者に対する差別、ハンセン病回復者に対する差別等々が存在している。こうした社会状況に市民一人ひとりが置かれていることを認識することが、「人権尊重都市」の実現へ向けての第一歩といえる。

表3. 他人の人権への侵害意識の有無－前回調査との比較

(%)

調査年度	他人の人権への侵害意識の有無	していると思う	そうは思わない	わからない	無回答	計
平成7年		11.2	73.9	13.7	1.2	100.0 (1885)
平成17年		12.3	69.4	17.5	0.8	100.0 (2402)

(有意差なし)

表3は、前回調査との比較をみたものである。

ほとんど変化はみられない。

表 4. 他人の人権への侵害意識の有無－鳥取地域と合併地域との比較

(%)

他人の人権への侵害意識の有無 鳥取地域と合併地域との比較	していると思う	そうは思わない	わからない	無回答	計
鳥取地域	11.7	69.9	17.8	0.6	100.0(1919)
合併地域	12.1	71.5	15.7	0.7	100.0(726)

(有意差なし)

表 4 は、鳥取地域と合併地域との比較をみたものである。
鳥取地域と合併地域で、ほとんど差はみられない。

図 6. 他人の人権への侵害意識の有無－職業別

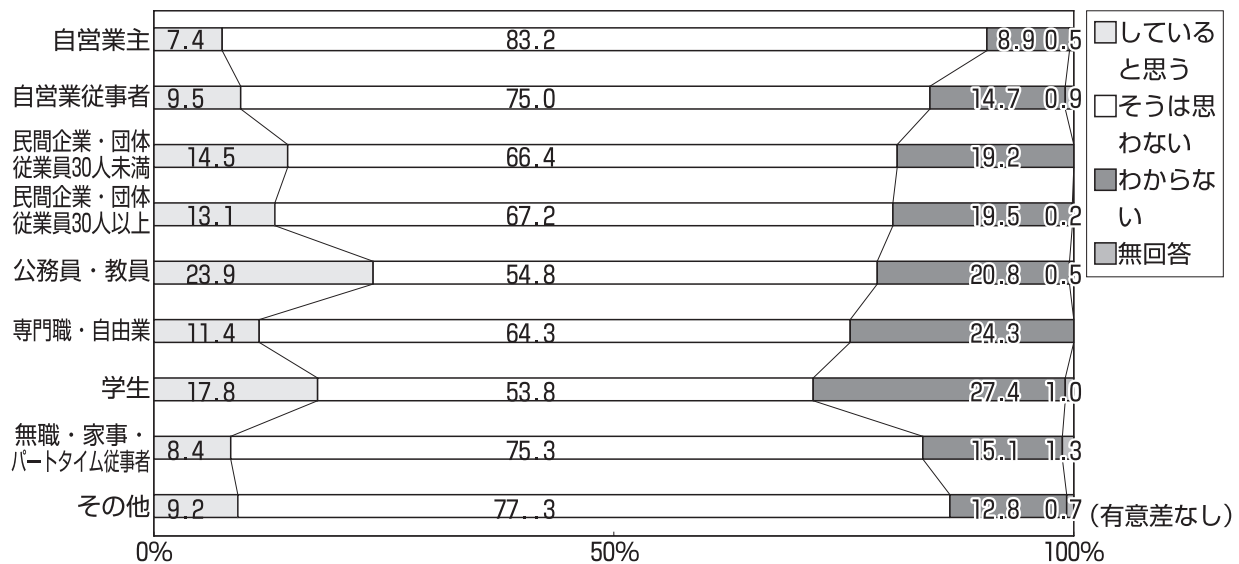


図 6 は、他人の人権への侵害意識の有無を職業別にみたものである。
「していると思う」は、「公務員・教員」23.9%、「学生」17.8%、「民間企業・団体」14.5～13.1%
となっている。「公務員・教員」は、「そうは思わない」が54.8%となっている。

図 7. 他人の人権への侵害意識の有無一年齢別

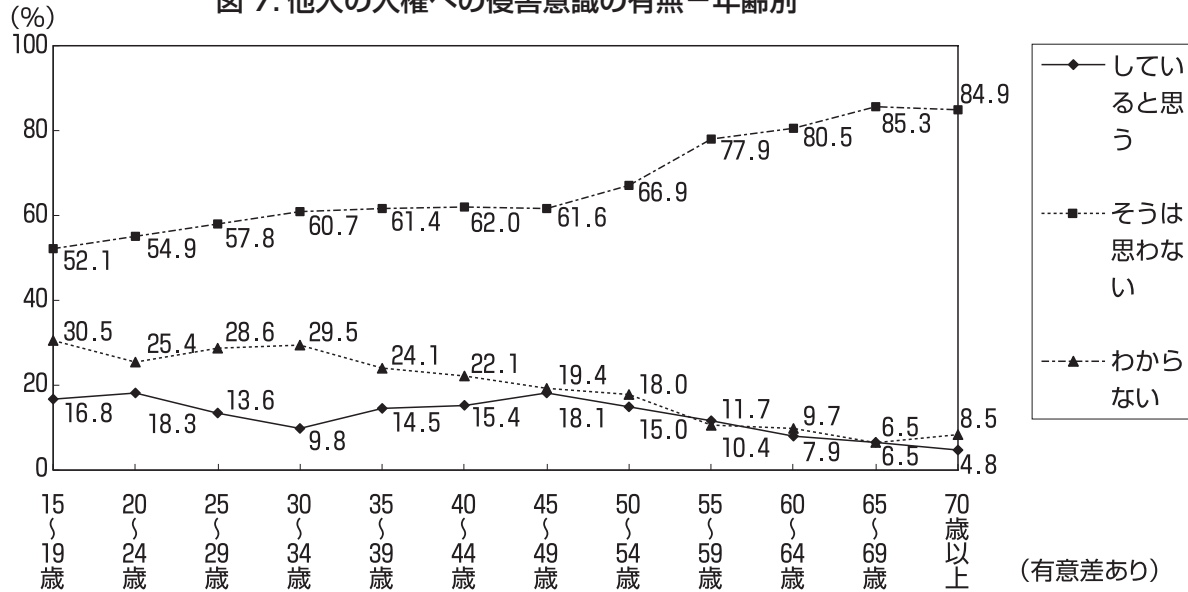


図 7 は、他人の人権への侵害意識の有無を年齢別にみたものである。

「そうは思わない」は、50歳以上になると多くなり、「50～54歳」66.9%、「55～59歳」77.9%、「60～64歳」80.5%、「65～69歳」85.3%、「70歳以上」84.9%となっている。

50歳以下では「15～19歳」52.1%、「20～24歳」54.9%、「25～29歳」57.8%、30歳代、40歳代ともに6割台となっており、「わからない」が2割～3割となっている。

表 5. 「自分の人権についての保障意識」と「他人の人権への侵害意識の有無」との関連性

他人の人権への侵害意識の有無	自分の人権についての保障意識				計
	していると思う	そうは思わない	わからない	無回答	
十分に保障されている	5.2	85.2	9.5	0.1	100.0(830)
十分には保障されていない	19.2	60.3	19.6	0.8	100.0(943)
保障されていない	21.5	58.6	19.4	0.5	100.0(186)
わからない	7.3	68.4	23.4	0.8	100.0(722)

(有意差あり)

表5は、「自己的人権についての保障意識」と「他人の人権への侵害意識の有無」との関連性をみたものである。

「十分に保障されている」は、「していると思う」5.2%、「そうは思わない」85.2%となっている。

一方、「十分には保障されていない」は、「していると思う」19.2%、「そうは思わない」60.3%となっている。

さらに、「保障されていない」は、「していると思う」21.5%、「そうは思わない」58.6%となっている。

図8. 「他人の人権への侵害意識の有無」と「女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、同和地区住民、性同一性障害者に対する差別の認識有無」との関連性

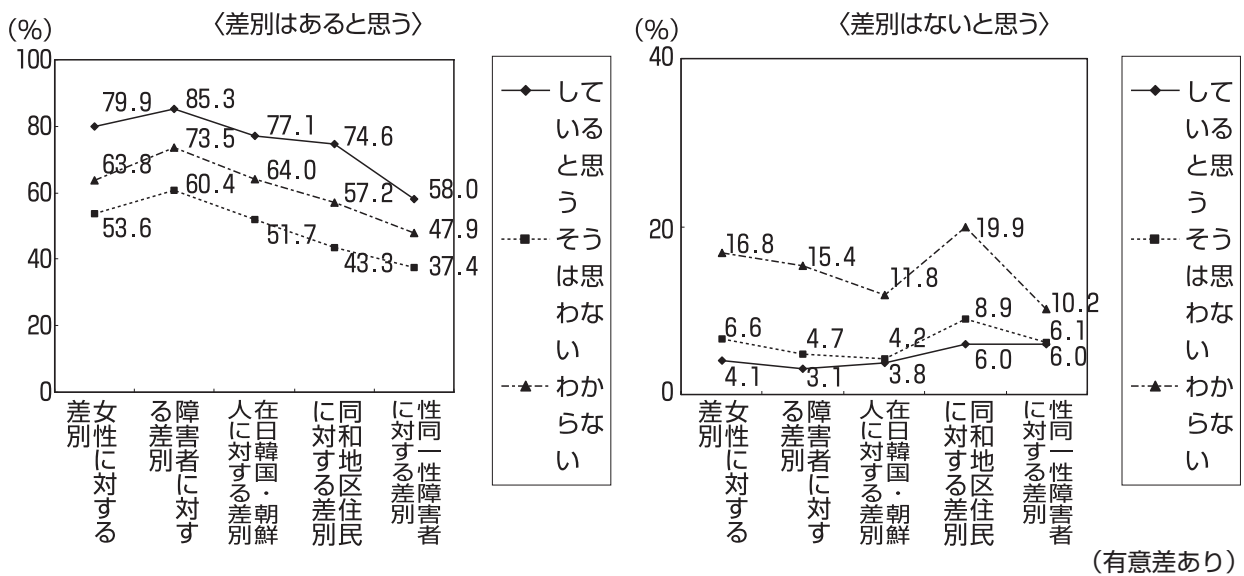


図8は、「他人の人権への侵害意識の有無」と「女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、同和地区住民、性同一性障害者に対する差別の認識有無」との関連性についてみたものである。

まず、図の右側はさまざまな差別に対して「差別はないと思う」と回答した人の表であるが、「そうは思わない」人より、「わからない」人の割合が多くなっている。「わからない」は、「同和地区住民に対する差別の存在」を否定している割合は19.9%、「女性に対する差別の存在」を否定している割合は16.8%、「障害者に対する差別の存在」を否定している割合は15.4%となっている。

次に、図の左側はさまざまな差別に対して「差別はあると思う」と回答した人の表であるが、「していると思う」人ほど、差別の存在を認識している傾向があると思われる。「同和地区住民に対する差別」は、「そうは思わない」より「していると思う」が31.3ポイント（74.6% - 43.3%）多くなっている。

表 6. 「他人の人権への侵害意識の有無」と「現在の部落差別の実態認識」との関連性

(%)

現在の部落差別の実態認識 他人の人権への侵害意識の有無	昔はあったが今はない	残されているのは結婚問題だけ	教育・就労の面で差別あり	部落の人々に対する根強い差別意識があると思う	わからない	無回答	計
していると思う	7.5	16.0	5.6	48.9	19.7	2.2	100.0(319)
そうは思わない	22.9	22.8	2.7	27.0	21.6	3.0	100.0(1924)
わからない	7.0	18.2	4.4	38.1	29.7	2.5	100.0(472)

(有意差あり)

表 6 は、「他人の人権への侵害意識の有無」と「現在の部落差別の実態認識」との関連性をみたものである。

「していると思う」は、「昔はあったが今はない」7.5%と「残されているのは結婚問題だけ」16.0%を合わせて23.5%となっている。「教育・就労の面で差別あり」5.6%と「部落の人々に対する根強い差別意識があると思う」48.9%を合わせて54.5%となっている。

一方、「そうは思わない」は、「昔はあったが今はない」22.9%と「残されているのは結婚問題だけ」22.8%を合わせて45.7%となっている。「教育・就労の面で差別あり」2.7%と「部落の人々に対する根強い差別意識あり」27.0%を合わせて29.7%となっている。

他人への人権侵害意識をもっていることを認識し、かつ部落差別の現存を認識している市民は6.7% (12.3% (図 5,P17) × 54.5% (5.6%+48.9%)) となっていることを示しており、一方、他人への人権侵害意識をもっていることを認識せず、かつ部落差別の現存を認識している市民は20.6% (69.4% (図 5,P17) × 29.7% (2.7%+27.0%)) となっていることを示している。

表 7. 「他人の人権への侵害意識の有無」と「特別措置法失効後の取り組み」との関連性

(%)

特別措置法失効後の取り組み 他人の人権への侵害意識の有無	心理的な差別意識は根強く残っているので、引き続き教育・啓発を進めていく必要がある	依然として、所得、進学率などでは格差があるので、引き続き必要な施策をする必要がある	これからは、他の人権問題について教育・啓発をするべきだ	法律が失効したので、すべての同和対策事業をやめるべきだ	もともと、同和地区のみを対象として特別対策をすること自体がおかしい	わからない	その他	無回答	計
していると思う	40.4	5.3	3.4	5.0	25.7	13.5	3.1	3.4	100.0(319)
そうは思わない	26.6	2.7	10.2	4.2	33.6	17.4	1.9	2.5	100.0(1924)
わからない	30.7	5.5	4.1	2.3	26.9	25.0	1.5	3.4	100.0(472)

(有意差あり)

表7は、「他人の人権への侵害意識の有無」と「特別措置法失効後の取り組み」との関連性をみたものである。

「していると思う」は、「心理的な差別意識は根強く残っているので、引き続き教育・啓発を進めていく必要がある」40.4%と、「依然として、所得、進学率などでは格差があるので、引き続き必要な施策をする必要がある」5.3%を合わせて肯定的な考えが45.7%となっている。「これからは、他の人権問題について教育・啓発をするべきだ」は、3.4%となっている。「法律が失効したので、すべての同和対策事業をやめるべきだ」5.0%、「もともと、同和地区のみを対象として特別対策をすること自体がおかしい」25.7%を合わせて否定的な考えが30.7%となっている。

一方、「そうは思わない」は、「心理的な差別意識は根強く残っているので、引き続き教育・啓発を進めていく必要がある」26.6%と、「依然として、所得、進学率などでは格差があるので、引き続き必要な施策をする必要がある」2.7%を合わせて肯定的な考えが29.3%となっている。「これからは、他の人権問題について教育・啓発をするべきだ」は、10.2%となっている。「法律が失効したので、すべての同和対策事業をやめるべきだ」4.2%、「もともと、同和地区のみを対象として特別対策をすること自体がおかしい」33.6%を合わせて否定的な考えが37.8%となっている。

表8. 「他人の人権への侵害意識の有無」と「同和問題と自分自身のかかわり」との関連性

(%)

同和問題と自分自身のかかわり 他人の人権への侵害意識の有無	同和地区の人たちの問題なので、直接関係ない	差別意識をもっていないので、関係ない	同和問題はすべての人に関わりのある人権問題であり、自分自身の問題としてその解決に努力していく	差別意識はもっているが、解決に努めていない	無回答	計
していると思う	4.7	18.8	48.9	21.9	5.6	100.0(319)
そうは思わない	4.2	41.9	37.8	9.8	6.2	100.0(1924)
わからない	3.8	25.4	42.2	19.5	9.1	100.0(472)

(有意差あり)

表8は、「他人の人権への侵害意識の有無」と「同和問題と自分自身のかかわり」との関連性をみたものである。

「していると思う」は、「同和問題はすべての人に関わりのある人権問題であり自分自身の問題としてその解決に努力していく」48.9%となっている。一方、「そうは思わない」は、「差別意識をもっていないので関係ない」41.9%となっている。

他人への人権に対して意識せずに侵害しているかもしれないという自覚をもつことが、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に取り組むためには必要ではなかろうか。

(3) 差別の犯罪性への認識

問1-3 あなたは、差別は犯罪であると思いますか。(○は1つだけ)

差別はいけないことであるという認識は、人権教育・同和教育の成果として定着し、一般化したといえる。差別の解消に取り組むためには、自分が人権侵害の被害者にも加害者にもなりうる側面をもっていることを認識し、自分自身の問題としてとらえることが必要と思われる。

表 9. 差別のもつ犯罪性への認識－性別

(%)

性別	差別のもつ犯罪性への認識					計
	犯罪であると思う	そこまでは思わない	そうは思わない	わからない	無回答	
男性	35.0	49.3	8.8	6.2	0.7	100.0(1033)
女性	29.4	51.8	8.7	9.3	0.8	100.0(1369)
全体	31.8	50.7	8.7	8.0	0.7	100.0(2402)

(有意差あり)

表 9 は、差別のもつ犯罪性への認識を性別にみたものである。

差別は「犯罪であると思う」31.8%、「そこまでは思わない」50.7%、「そうは思わない」8.7%となっている。

「犯罪であると思う」は、男性 35.0%、女性 29.4% となっており、男性が 5.6 ポイント多くなっている。

表 10. 差別のもつ犯罪性への認識－前回調査との比較

(%)

調査年度	差別のもつ犯罪性への認識					計
	犯罪であると思う	そこまでは思わない	そうは思わない	わからない	無回答	
平成 7 年	25.6	56.3	10.4	6.6	1.1	100.0(1885)
平成 17 年	31.8	50.7	8.7	8.0	0.7	100.0(2402)

(有意差あり)

表 10 は、前回調査と比較したものである。

「犯罪であると思う」は、前回調査 25.6%、今回調査 31.8% で 6.2 ポイント多くなっている。

図 9. 差別のもつ犯罪性への認識－職業別

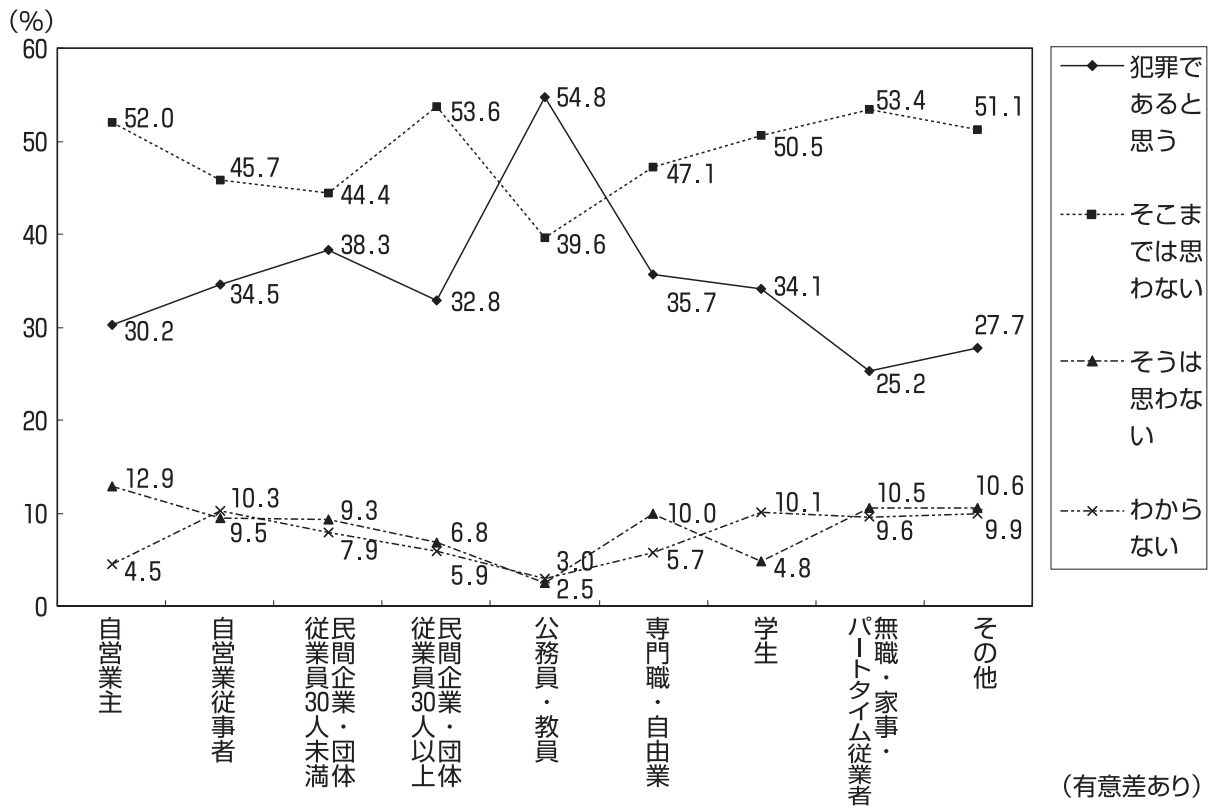


図 9 は、差別のもつ犯罪性への認識を職業別にみたものである。

「犯罪であると思う」が 5 割を超えているのは、「公務員・教員」の 54.8% であり、人権教育・同和教育を現在受けている「学生」は 34.1% となっている。また、「公務員・教員」においては「そこまでは思わない」が 39.6% となっている。

図 10. 差別のもつ犯罪性への認識—年齢別

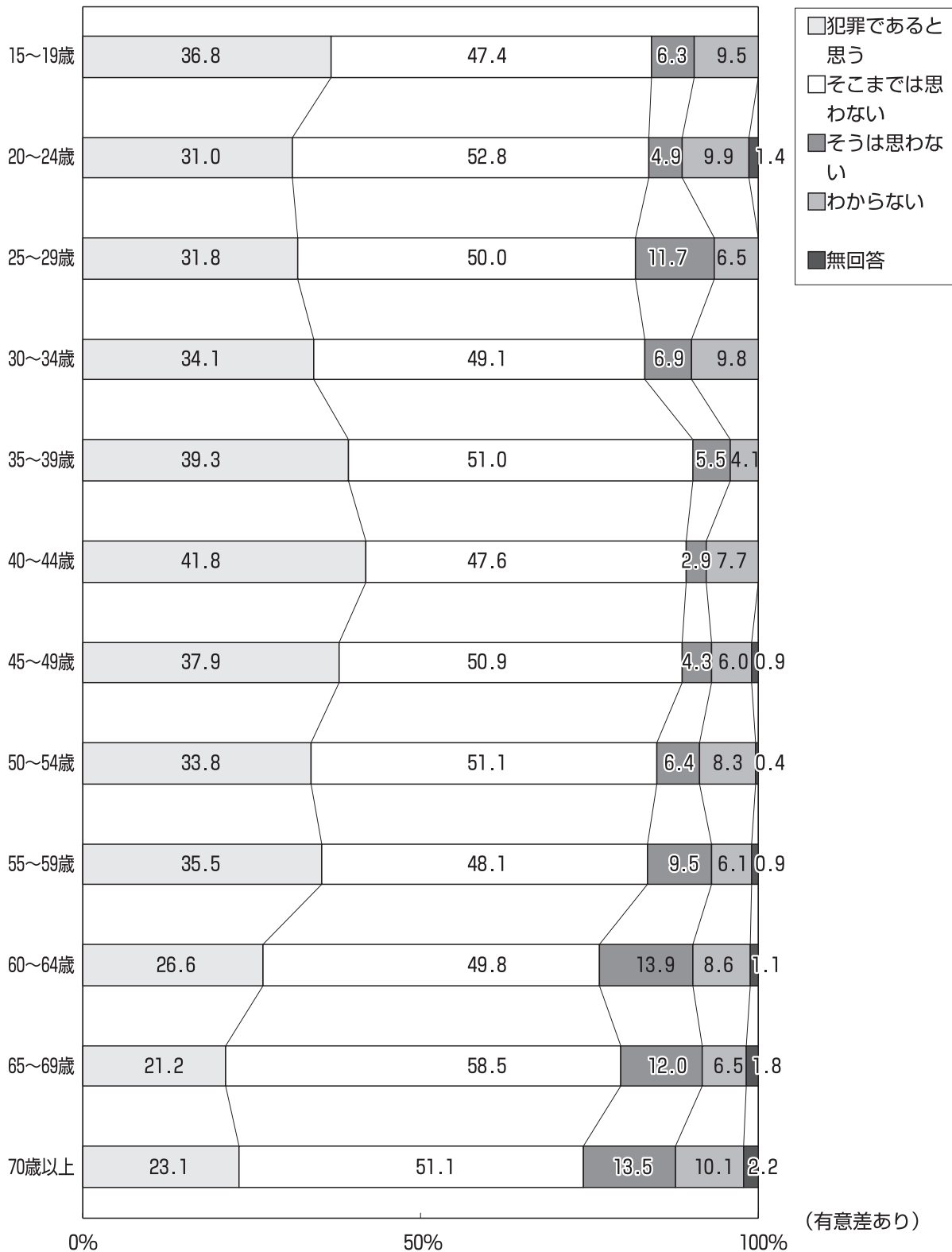


図 10 は、差別のもつ犯罪性への認識を年齢別にみたものである。

「犯罪であると思う」が 35% を超えているのは、「40～44 歳」41.8%、「35～39 歳」39.3%、「45～49 歳」37.9%、「15～19 歳」36.8%、「55～59 歳」35.5% となっている。最近の同和教育、人権教育を受けてきた、20 歳代において、「そこまでは思わない」と「そうは思わない」を合わせて 6 割前後となっている。

表 11. 「差別のもつ犯罪性への認識」と「同和問題と自分自身とのかかわり」との関連性

(%)

同和問題と自分自身とのかかわり 差別のもつ犯罪性への認識	同和地区の人たちの問題なので、直接関係ない	差別意識をもっていないので、関係ない	同和問題はすべての人に関わりのある人権問題であり、自分自身の問題としてその解決に努力していく	差別意識はもっているが、解決に努めていない	無回答	計
犯罪であると思う	2.4	26.7	56.0	9.5	5.3	100.0(864)
そこまでは思わない	4.6	38.2	34.6	16.3	6.4	100.0(1384)
そうは思わない	6.5	53.3	24.8	10.2	5.3	100.0(246)
わからない	6.4	43.4	26.9	9.6	13.7	100.0(219)

(有意差あり)

表 11 は、「差別のもつ犯罪性への認識」と「同和問題と自分自身とのかかわり」との関連性をみたものである。

「犯罪であると思う」は、「同和問題はすべての人に関わりのある人権問題であり、自分自身の問題としてその解決に努力していく」が 56.0% となっている。

一方、「そこまでは思わない」は、「差別意識をもっていないので関係ない」が 38.2% となっており、「そうは思わない」は、「差別意識をもっていないので関係ない」が 53.3% となっている。

表 12. 「差別のもつ犯罪性への認識」と「子どもが結婚しようとする時どうしますか」との関連性 (%)

子どもが結婚しようとする時どうしますか 差別のもつ犯罪性への認識	子どもの意思を尊重し、結婚を祝福する	親としては反対だが、子どもの意志が強ければ結婚も仕方がないと思う	家族・親戚の反対があれば認めない	絶対に認めない	その他	わからない	無回答	計
犯罪であると思う	65.6	15.3	2.9	0.8	3.5	9.6	2.3	100.0(864)
そこまでは思わない	44.9	28.3	4.6	3.0	3.0	12.9	3.0	100.0(1384)
そうは思わない	41.9	29.3	4.9	6.9	6.9	11.4	3.7	100.0(246)
わからない	35.2	20.1	2.7	0.9	0.9	34.7	2.7	100.0(219)

(有意差あり)

表 12 は、「差別のもつ犯罪性への認識」と「子どもが結婚しようとする時どうしますか」との関連性をみたものである。

「犯罪であると思う」は、「子どもの意思を尊重し、結婚を祝福する」65.6%となっており、「そこまでは思わない」は44.9%、「そうは思わない」は41.9%となっており、20～23ポイントの差がある。

次に、「親としては反対だが、子どもの意志が強ければ結婚も仕方がないと思う」が、「犯罪であると思う」は15.3%、「そうは思わない」は29.3%で約2倍となっている。差別のもつ犯罪性への認識をしていない人ほど結婚に反対の傾向を示していると思われる。

表 13. 差別のもつ犯罪性への認識－鳥取地域と合併地域の比較

(%)

差別のもつ犯罪性への認識 鳥取地域と合併地域との比較	犯罪であると思う	そこまでは思わない	そうは思わない	わからない	無回答	計
鳥取地域	33.2	49.9	8.1	7.9	0.8	100.0(1919)
合併地域	27.1	52.5	11.2	8.7	0.6	100.0(726)

(有意差あり)

表 13 は、鳥取地域と合併地域との比較をみたものである。

「犯罪であると思う」は、鳥取地域33.2%、合併地域27.1%で、6.1ポイント鳥取地域が多くなっている。

図 11. 差別のもつ犯罪性への認識—校区別

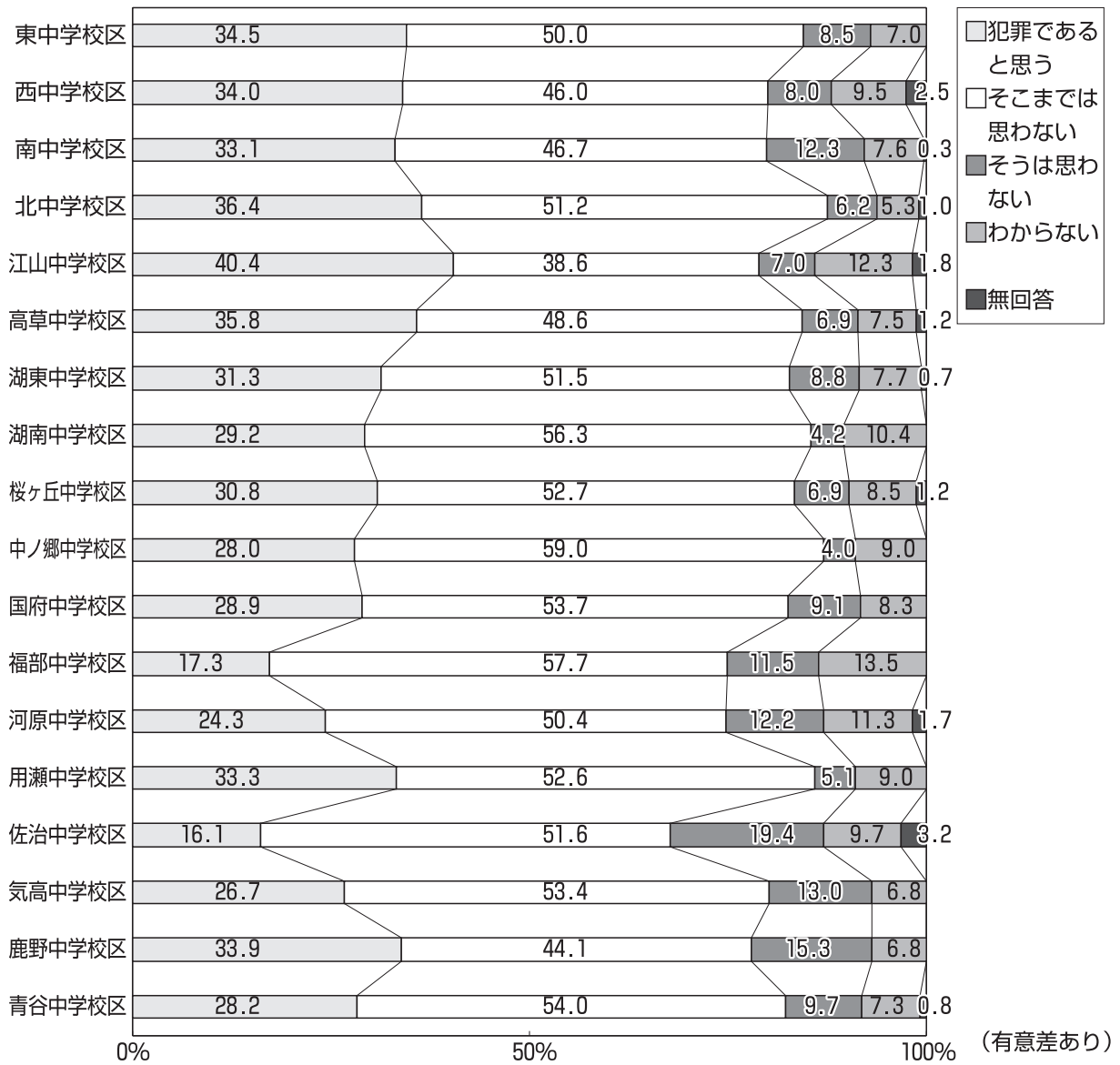


図 11 は、差別のもつ犯罪性への認識を校区別にみたものである。
「犯罪であると思う」は、おおむね3割前後となっている。